

# フィンランドの一般補助金制度と地方財政調整 (2020年度―2021年度)

横山 純一

## 1 はじめに

地方財政調整制度とは何らかの形で自治体間の財政力格差を是正するためにとられる制度で、ほぼすべての発達した産業国家において確立している。地方交付税はその日本版である。地方財政調整の始まりは一八九〇年代で、重工業化が本格的に展開したドイツにおいてだった(注1)。フィンランドでは一九八〇年代に使途が限定された特定補助金の中で地方財政調整が本格化し、一九八〇年代後半の高成長による潤沢な財源を背景に、全国的に高齢者福祉や児童福祉が拡充して福祉国家が確立した。

一九九三年には地方分権を目的に「幅広い特定財源」である包括補助金制度が創設され、自治体の支出の裁量権が高まった。つまり、社会福祉保健医療分野であれば自治体が何にでも支出できる社会福祉保健医療包括補助金と、教育文化分野であれば自治体が何にでも支出できる教育文化包括

補助金がつくられたのである。

さらに、二〇一〇年に包括補助金制度が廃止されて一般補助金制度が創設された。自治体に一般財源が交付され、自治体は一般補助金をどんな支出にも充当できるようになったのである。

筆者はフィンランドにおいて調査と資料収集を行いながら、一般補助金の動向を分析してきた。

二〇一〇年度(注2)から二〇一六年度までの動向は拙著『転機にたつフィンランド福祉国家―高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』(注3)において、二〇一五年度から二〇一九年度までは『自治総研』二〇二〇年五月号(注4)の中で論じた。そこで、本稿では二〇二〇年度と二〇二一年度の一般補助金について分析することにしよう。

## 2 一般補助金の仕組み

### (1) フィンランドの国と地方の関係、Maakunta

フィンランドの人口数は約五五〇万人である。国と地方の関係は国―自治体の一層制で、二〇

二一年一月一日現在の自治体数は三〇九である。一九のMaakunta(地域)があるが、首都のHelsinki市などがあるUusimaa Maakuntaの人口数が圧倒的に多い。人口が極少数のAhvenanmaa Maakunta(一六自治体が所属)は、一般補助金交付で別扱いになっている。

### (2) 一般補助金の仕組みと動向

日本の地方交付税と同様に、フィンランドの一般補助金は自治体の財政需要と財政力を斟酌して国から自治体に交付される。このほかに国の規定に基づく加算控除(国会計と自治体会計との間の加算と控除、以下加算控除と略す)も交付額の決定に関係するが、財政需要と財政力の果たす役割が大きい。交付の決定に最も影響があるのは財政需要で、その中で圧倒的に比重が大きいのは年齢構成別人口である。

二〇一〇年度から二〇二一年度までの一般補助金額をみてみよう(図表1)。二〇一〇年度から二〇二一年度にかけて一般補助金額が大幅に上昇したが、それ以後二〇一九年度まで一般補助金額

図表1 一般補助金額の推移、税収格差是正分の金額の推移、拠出自治体数と受取自治体数の推移

年度	金額	うち税収格差是正分の金額	拠出自治体数	受取自治体数
2010	77億6,226万ユーロ	マイナス 2,291万ユーロ	61	265
2011	80億5,170万ユーロ	マイナス 1,723万ユーロ	62	258
2012	85億 382万ユーロ	マイナス 3,510万ユーロ	63	257
2013	86億5,198万ユーロ	マイナス 4,775万ユーロ	62	242
2014	85億9,202万ユーロ	マイナス 4,956万ユーロ	62	242
2015	84億5,399万ユーロ	プラス 6億7,262万ユーロ	31	270
2016	87億2,576万ユーロ	プラス 6億8,465万ユーロ	33	268
2017	85億6,885万ユーロ	プラス 7億1,544万ユーロ	30	267
2018	85億4,308万ユーロ	プラス 7億3,785万ユーロ	30	265
2019	86億8,751万ユーロ	プラス 7億4,852万ユーロ	29	266
2020	70億5,054万ユーロ	プラス 7億7,933万ユーロ	27	267
2021	76億5,347万ユーロ	プラス 7億9,222万ユーロ	28	265

(注1) Ahvenanmaa Maakuntaに所属する16自治体は除く。

(注2) 税収格差是正分の金額がマイナスの場合には、自治体が拠出する金額のほうが受取る金額よりも多いため、国の支出額（一般補助金額中の税収格差是正分の金額）はゼロとなる。プラスの場合は自治体受取る一般補助金額中の税収格差是正分の金額である。

【出所】 Suomen Kuntaliitto “Laskelma kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta vuonna 2018”をはじめ、同文献の各年度版、Suomen Kuntaliitto “Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2018”をはじめ、同文献の各年度版。

はほぼ横ばいとなり、二〇一六年度を除いて八四億ユーロ台から八六億ユーロ台の間で推移した。ところが二〇二〇年度と二〇二一年度に一般補助金額が大幅に減少して七〇億ユーロ台になった。その理由には次の点があげられる。つまり、二〇一〇年度から二〇一九年度までは国の課税ベースの変更などによって自治体が税収損失を受けた場

図表2 各自治体への一般補助金交付算定（財政需要分）の際の基礎価格の推移

年度	2015	2019	2020	2021	2015~2021の増減
基本財政需要分に関する国負担割合	25.44%	25.37%	25.46%	25.67%	
自治体が自己財源で負担する額（1人当たり額）	3,520.93 ユーロ	3,524.51 ユーロ	3,654.72 ユーロ	3,747.29 ユーロ	
年齢構成別人口					
0~5歳	8,483.82	8,172.53	8,511.95	8,761.95	278.13
6歳	8,947.47	8,677.28	9,043.62	9,284.90	337.43
7~12歳	7,269.02	7,277.45	7,573.36	7,759.16	490.14
13~15歳		12,502.93	12,981.41	13,287.99	392.52
16~18歳	3,981.85	3,966.54	4,139.01	4,264.40	282.55
19~64歳	1,033.38	993.60	1,022.15	1,039.29	5.91
65~74歳	2,122.03	1,983.50	2,017.02	2,072.39	マイナス49.64
75~84歳	5,715.25	5,481.33	5,626.27	5,802.73	87.48
85歳以上		18,771.79	19,451.07	20,092.53	384.20
疾病率	1,125.29	1,133.37	1,178.00	1,203.96	78.67
失業率	87.44	88.08	91.55	93.57	6.13
スウェーデン語	1,893.80	1,907.38	1,982.49	2,026.18	132.38
バイリンガル	269.61	271.55	282.24	288.46	18.85
島しょ部	371.08	373.75	388.47	397.03	25.95
人口密度	38.10	38.36	39.87	40.75	2.65
遠隔地	207.12	210.64	220.88	215.70	8.58
サーメ人への対応	2,630.69	2,675.41	2,739.62	2,805.37	174.08

(注1) ほかに2~3の財政需要費目があるが、省略した。

(注2) 年齢構成別人口の13~15歳と85歳以上は2016年の数値と2021年の数値の比較。

(注3) 遠隔地とサーメ人への対応は付加的財政需要費目で、それ以外は基本財政需要費目。

【出所】 Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuuden perushinnat”。

合、一般補助金の加算控除の仕組みの中で自治体への加算が行われていた。しかし、二〇二〇年度からは一般補助金とは別の新しいシステムによって自治体の税収損失の補償が行われるようになったのである。二〇二〇年度は一般補助金額が大幅に減少したけれども、自治体は新システムにより約二億ユーロを受取ったのである（注5）。

### 3 財政需要分の算定

#### (1) 財政需要費目と基礎価格、基本財政需要費目と付加的財政需要費目

財政需要費目とその基礎価格を示す図表2をみてみよう。基礎価格を用いながら各自治体における

財政需要額計算が行われる。近年は財政需要の抑制が進み、とくに年齢別構成人口のうち一九一六四歳、六五―七四歳の基礎価格の抑制度合が大き

い。なお、財政需要費目には、基本財政需要費目と付加的財政需要費目がある。図表2の遠隔地、サーメ人への対応が付加的財政需要費目で、それ以外は基本財政需要費目である。

#### (2) 基本財政需要額の計算

基本財政需要額の算定では、推計コスト積み上げ方式が採用されている。

まず、基本財政需要費目ごとに基礎価格を用いて各費目の基本財政需要額を計算する。これらの合計が各自治体の基本財政需要額となる。

つまり、年齢構成別人口では、年齢階層ごとに算定された基礎価格（一人当たり額）を乗じて各年齢階層の基本財政需要額が算定される。そして、各年齢階層の基本財政需要額を合算して、各自治体の年齢構成別人口の基本財政需要額が算定される。さらに、疾病率や人口密度などの各費目も基礎価格を用いて基本財政需要額が計算され、それらを合計して各自治体の基本財政需要額が算定されるのである。

次に、各自治体の推計コスト積み上げ額（各自治体の基本財政需要額）から各自治体が自らの財源で負担すべき額が差し引かれる。自治体が自己財源で負担すべき額は、自治体の区別なくこの自治体でも住民一人当たり同額である。それは各年度の国と自治体の責任割合（推計コスト積み上げ額に対する国と自治体の負担割合）に基づいて計算される。そして、推計コスト積み上げ額から各自治体が自らの財源で負担すべき額を差し引いた額が国の負担すべき額、つまり基本財政需要分の一般補助金額となるのである。

自治体が自己財源で負担すべき額は二〇二〇年度が三六五四・七二ユーロ、二〇二一年度が三七四七・二九ユーロ、基本財政需要分に関する国負担割合は、二〇二〇年度が二五・四六％、二〇二一年度が二五・六七％であった（図表3）。二〇一五年度以降、基本財政需要分に関する国負担割合

図表3 基本財政需要分についての国負担割合と自治体が自己財源で負担すべき住民1人当たり額（全自治体同額）の変化

年度	基本財政需要分に関する国負担割合	自治体が自己財源で負担する額（1人当たり額）
2010	34.08%	2,581.36ユーロ
2011	34.11%	2,638.32ユーロ
2012	31.42%	3,001.49ユーロ
2013	30.96%	3,136.92ユーロ
2014	29.57%	3,282.60ユーロ
2015	25.44%	3,520.93ユーロ
2016	25.61%	3,636.07ユーロ
2017	25.23%	3,627.38ユーロ
2018	25.34%	3,600.27ユーロ
2019	25.37%	3,524.51ユーロ
2020	25.46%	3,654.72ユーロ
2021	25.67%	3,747.29ユーロ

（注） 2016年度は2016年9月26日に行われた数値改定後のもの。  
【出所】 Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2021”をはじめ、同文献の各年度版。

合と自治体が自己財源で負担すべき額（一人当たり額）は、ともにほぼ横ばいで推移している。

なお、上記の国負担割合は全自治体の平均である。そこで、基本財政需要分の国の負担割合が最多と最小の自治体を掲げた図表4をみれば、

Rautavaaraなど四〇％台後半の自治体がある一方、一〇％台の自治体（Helsinki & Tampereなど）があることがわかる。小規模自治体に高い割合の自治体が多く、大都市に低い割合の自治体が多い。これには人口の年齢構成の違い、失業率や人口密度の違いなど、自治体の特性が反映されて

図表4 基本財政需要分についての国負担割合が多い自治体と少ない自治体（2021年度）

（2021年度予算、ユーロ）

	自治体名 (所属Maakunta)	人口(2019年 12月31日現在)	自治体基本財政需要		自治体が 負担すべき額 (1人当たり額)	自治体が 負担すべき額	基本財政需要分 の国の負担額	国の負担割合
			総額	1人 当たり額				
	全自治体	5,495,408人	27,704,692,526	5,041	3,747.29	20,592,887,444	7,111,805,082	25.67%
高い自治体	Rautavaara (Pohjois-savo)	1,602人	11,535,752	7,200	3,747.29	6,003,159	5,532,594	47.9%
	Ristijärvi (Kainuu)	1,272人	9,153,881	7,196	3,747.29	4,766,553	4,387,328	47.9%
	Salla (Lappi)	3,400人	24,021,156	7,065	3,747.29	12,740,786	11,280,370	46.9%
低い自治体	Järvenpää (Uusimaa)	43,711人	200,863,197	4,595	3,747.29	163,797,793	37,065,403	18.4%
	Tampere (Pirkanmaa)	238,140人	1,083,148,367	4,548	3,747.29	892,379,641	190,768,726	17.6%
	Helsinki (Uusimaa)	653,835人	2,956,523,500	4,521	3,747.29	2,450,109,357	506,414,143	17.1%

【出所】 Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2021”.

いるといえよう。

### (3) 付加的財政需要額

付加的財政需要額は、一部の自治体の特別な事情が考慮される財政需要費目である。遠隔地やサーメ人が多数居住していることなどの事情があれば、付加的財政需要額が大きくなる。基本財政需要額では自治体が自己財源で負担すべき額や国の負担割合が算定されるが、付加的財政需要額は、その性格上全額が国の負担となる。

そして、一般補助金額の基本財政需要分に付加的財政需要分の金額を加えたものが、当該自治体の財政需要分の一般補助金額になる。図表5は付加的財政需要額の比重が高い8自治体を示した。どの自治体も最北部のLappi Maakuntaに属している。八自治体はいずれも人口が少なく面積が大きな自治体で、人口密度は一人未満か一人をわずかに上回る程度だった。Utsjoki自治体は付加的財政需要額が基本財政需要額を上回った唯一の自治体である(注6)。

## 4 財政力の算定

### (1) 財政力の算定（税収格差是正分の算定）

以上のような財政需要分の計算が行われたうえで、さらに、自治体の財政力が斟酌される。財政需要の計算では過疎自治体や島しょ部の自治体への配慮がなされているが、これは自治体間の財政力格差に着目したのではなく、あくまでも財政

需要に着目したものである。そこで、財政力に着目した算定が行われるのである。自治体の財政力は一人当たりの地方税額で示される。そして、一人当たりの地方税額が少ない自治体

図表5 付加的財政需要分の比重が高い自治体（上位8自治体）（2021年度）

自治体名	所属 (Maakunta)	人口	人口 密度	基本財政需要額	付加的財政需要額	付加的財政需要額の 基本財政需要額に占 める割合
Utsjoki	Lappi	1,212	0.2	2,580,680	3,073,809	119.1%
Enontekiö	Lappi	1,838	0.2	3,687,299	2,924,424	79.3%
Inari	Lappi	6,907	0.5	12,615,199	8,814,279	69.8%
Kolari	Lappi	3,846	1.5	6,909,674	4,515,313	65.3%
Muonio	Lappi	2,308	1.2	4,513,450	2,806,403	62.1%
Kittilä	Lappi	6,453	0.8	12,004,616	7,021,411	58.4%
Savukoski	Lappi	1,005	0.2	2,364,755	1,302,293	55.0%
Peikoseniemi	Lappi	939	0.5	2,232,968	1,098,237	49.1%

(注) 基本財政需要額分の金額は国が負担する部分の金額である。

【出所】 Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2021”.

では一般補助金が増額され、一人当たりの地方税額が多い自治体では一般補助金が減額される。つまり、自治体は財政力分（以下税収格差是正分と表す）の一般補助金を受取る自治体（以下受取自治体）と、拠出する自治体（以下拠出自治体）に区分されるのである。

### (2) 2010年度から2014年度までの財政力の算定

再び図表1をみてみよう。二〇一〇年度から二〇一九年度まで一貫して受取自治体数が拠出自治体数を上回ったが、二〇一〇年度から二〇一四年度までは拠出自治体が六〇を超えていた。拠出自治体にはMaakuntaの中心市など都市部の自治体が多かった。大都市は財政規模が大きいため拠出額も多額だった。

また、受取自治体には小規模自治体が多く、その受取額が当該自治体の財政に寄与する割合は高かったものの、受取額自体は少額の場合が多かった。そこで、二〇一〇年度から二〇一四年度までの受取自治体全体の受取額は拠出自治体全体の拠出額よりも少なかった。このため、二〇一〇年度から二〇一四年度までは税収格差是正分がマイナスとなった。つまり、税収格差是正分に関する一般補助金額がゼロとなっていたのである。

### (3) 2015年度以降の財政力の算定

二〇一五年度に財政力の算定において大きな改



定が行われた。つまり、基準値の計算方法や、受取自治体の受取額や拠出自自治体の拠出額の計算方法が改定されたのである。そして、これにより都市部への配慮が強まったのである。それ以後は大きな改定は行われていない（注7）。結果、二〇一五年度と二〇一六年度の税率格差は正分の一般補助金額は、これまでのゼロから一挙に六億ユーロ台の後半になり、二〇一七年度以降は七億ユーロ台となった。

計算上の地方税収入 (2019年度決算、ユーロ)		基準値と計算上の 地方税収入との差 額 (ユーロ)	2021年度	
計算上の地方税収入 (ユーロ)	1人当たり額 (ユーロ)		1人当たり調整額 (ユーロ)	調整額 (ユーロ)
21,353,111,483	3,890.78	0	144	792,223,406
73,682,912	7,663	-3,773	-1,442	-13,869,189
1,563,792,753	5,513	-1,623	-607	-172,093,306
3,532,677,685	5,451	-1,561	-583	-377,749,499
5,072,280	2,326	1,565	1,252	2,730,809
6,522,572	2,309	1,582	1,266	3,575,105
2,161,586	1,958	1,933	1,546	1,707,068
43,663,439	4,619	-728	-266	-2,517,390

地方所得税収入を計算した地方所得税収入のことである。

これは、改定によって拠出自自治体の絶対数が半減するとともに受取自治体の比重が増加したために、受取額が拠出額を上回るようになったからである。ただし、一般補助金額が増加していないことが注目されるべきである。基本財政需要の抑制が図られてきたのである。

#### (4) 具体的な財政力の算定方法

図表6により二〇二一年度の財政力の算定について具体的にみてみよう。自治体の財政力は一人当たり地方税額（二〇一九年度決算）で示される。地方税額は計算上の地方所得税額、法人所得税額の自治体分、計算上の不動産税額の合計である。

計算上の地方所得税とは自治体実際に住民に課す地方所得税率ではなく、全自治体の平均地方所得税率で計算された地方所得税である。計算上の不動産税についても全自治体の平均が求められるが、財政力の算定において計算上の不動産税が用いられるのは、原子力発電所や原子力関連施設のある Eurajoki ja Loviisa の二自治体だけである。

また、国税である法人所得税の二〇％強が自治体に交付されるが、法人所得税の自治体分については各自治体実際に受取った交付額である。

図表6では、計算上の一人当たり地方税額が大きい自治体と小さい自治体のそれぞれ一位から三位までの六自治体と、原子力発電所と原子力関連施設のある Eurajoki 自治体を掲げた。全自治体の一人当たり平均地方税額は三八九〇・七八ユー

ロで、これが基準値になる。

そして、基準値と計算上の地方税額との差額を計算し、プラスになれば受取自治体（補助金が増額される自治体）、マイナスになれば拠出自自治体（補助金が減額される自治体）になる。受取自治体の場合、基準値から当該自治体の一人当たり計算上の地方税額を差し引いた額に八〇％を乗じて得た金額に、当該自治体の人口数を乗じた金額が受取額（補助金増額分）になる。最も財政力の低い Merijärvi 自治体では一九三三ユーロに八〇％を乗じて得た金額に人口数（一一〇四人）を乗じて得た一七〇万ユーロが受取額になるのである。

拠出自自治体の場合、当該自治体の一人当たり計算上の地方税額から基準値を差し引いた額に「三〇％に自治体ごとに算定された加算割合を加えた分」を乗じて得た金額に当該自治体の人口数を乗じた額が拠出額（補助金減額分）となる。加算割合は財政力の高い自治体ほど高い。財政力の最も高い Kaunainen 自治体では、三七七三ユーロに三八％を乗じた金額に人口数を乗じて得た金額（一三八六万ユーロ）が、一般補助金額から減額されるのである。

### 5 一般補助金額の確定と特徴のある自治体の分析

#### (1) 一般補助金額の確定 (Ajaljärvi 自治体を事例に)

Ajaljärvi 自治体を事例に、二〇二一年度の一般

図表6 税収格差是正のための自治体間調整のしくみ (2021年度)

自治体	自治体の所属する Maakunta	地方所得税率 (%)	人口 (2019年12月 31日現在)	計算上の地方所得 税収入 (2019年度 決算、ユーロ)	法人所得税の自治 体分 (2019年度決 算、ユーロ)	計算上の不動産収 入 (2019年度決 算、ユーロ)
全自治体		19.88	5,488,130	19,528,708,863	1,813,336,290	11,066,331
Kauniainen	Uusimaa	17.00	9,615	72,680,881	1,002,031	0
Espoo	Uusimaa	18.00	283,632	1,441,031,571	122,761,183	0
Helsinki	Uusimaa	18.00	648,042	2,975,692,219	556,985,466	0
Raakkylä	Pohjois-Karjala	21.50	2,182	4,580,355	491,925	0
Perho	Keski-Pohjanmaa	21.50	2,825	5,905,088	617,484	0
Merijärvi	Pohjois-Pohjanmaa	22.00	1,104	2,054,875	106,711	0
Eurajoki	Satakunta	18.00	9,454	31,989,795	2,460,620	9,213,024

- (注1) 基準値 (3,890.78ユーロ) を計算上の地方税収入が上回った場合は、マイナス (-) として表している。  
 (注2) 調整額は自治体を受取る税収格差是正分の一般補助金額を表している。  
 (注3) 調整額がマイナス (-) の場合は、当該自治体は一般補助金額をマイナスとなった調整額分だけ減額される。  
 (注4) 計算上の不動産税収入は原子力発電所や原子力関連施設のあるEurajokiとLoviisaにおいてのみ計上される。  
 (注5) 計算上の地方所得税収入とは、各自治体で実際に課している地方所得税率ではなく、全自治体の平均地方所得税率 (2019年度19.88%) で、各自治体の  
 (注6) 計算上の不動産税収入についても、(注5)と同様である。  
 【出所】 Suomen Kuntaliitto “Verotuloihin perustuva valtionosuusien taseaus v.2021”。

図表7 Alajärvi自治体の一般補助金算定のしくみ (2021年度)

(2021年度予算、ユーロ)		
Alajärvi自治体の基本財政需要額		
	総額	1人当たり額
年齢構成別人口	38,452,440	4,021
疾病率	15,886,645	1,661
上記以外の基本財政需要	2,173,286	227
Alajärvi自治体の基本財政需要額	56,512,370	5,910
Alajärvi自治体が自己財源で負担すべき金額	35,831,587	3,747
国が負担する金額 (基本財政需要分の一般補助金額) ④	20,680,783	2,163
Alajärvi自治体の付加的財政需要額		
付加的財政需要額 ⑤	410,270	43
財政需要分の一般補助金額 ④+⑤	21,091,053	2,205
Alajärvi自治体の一般補助金額		
財政需要分	21,091,053	2,205
国の規定に基づく加算控除	マイナス789,439	マイナス83
税収格差是正分	10,069,571	1,053
Alajärvi自治体の一般補助金額	30,371,186	3,176

- (注) Alajärvi自治体の2020-2021年の税収損失に対する国の補償額は582万2,397ユーロである。  
 【出所】 Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2021”。

補助金額の算定を確認してみよう (図表7)。  
 Alajärvi自治体はEtelä-Pohjanmaa Maakuntaに所属し、人口は九五六二人である (二〇一九年一月三十一日現在)。面積は一〇五六・七四平方キロメートルで人口密度は九・三四人である。二〇一九年一月一日にはLehtimäki自治体と合併したが、Alajärviとこの自治体名は変化しなかつ

た。

まず、基本財政需要分が算定される。基礎価格を用いながら、年齢構成別人口や疾病率、人口密度や失業率などの基本財政需要費目が計算され、それらを合計したものが、Alajärvi自治体の基本財政需要額になる (5651万ユーロ)。Alajärvi自治体が自己財源で負担すべき額 (三七四七・二九ユーロ) にAlajärvi自治体の人口数 (九五六二人) を乗じた額は三五八三万ユーロで、国が負担する金額 (基本財政需要分の一般補助金額) は二〇六八万ユーロだった。

また、Alajärvi自治体の付加的財政需要額は四万ユーロと少額だった。この四万ユーロを二〇六八万ユーロに加えて算出された財政需要分の一般補助金額は二一〇九万ユーロであった。

次に、この二一〇九万ユーロに税収格差是正分 (二〇〇六万ユーロ) と国の規定に基づく加算控除分が加えられる。二〇二〇年度に新しいシステムへの移行が行われたため、加算控除分はマイナス七八万ユーロであった。こうして財政需要分と税収格差是正分、加算控除分を合計して、Alajärvi自治体の一般補助金額 (三〇三七万ユーロ) が算定されるのである。なお、Alajärvi自治体は新しいシステムのもとで補償額を五八二万ユーロ受取っている。

(2) 特別に注目される自治体と一般補助金  
 フィンランドの自治体数は二〇二一年一月一日

に Satakunta Maakunta に属する Honkajoki 自治体が Kankaanpää 自治体と合併したために二九三である（一般補助金で別扱いの Ahvenanmaa Maakunta 所属の自治体は除く）。これらの自治体の中で一般補助金交付の關係で特別に注目される四自治体を分析してみよう（図表8）。なお、四自治体の統計では付加的財政需要額が加算控除分の中に含めて計算されていることが注意されなければならない。

① Kauniainen 自治体—不交付自治体

Kauniainen 自治体はフィンランドで最も財政力が高い自治体である。基本財政需要分、税収格差是正分、加算控除分を合計した額は、二〇一七年度も二〇二一年度もマイナスであった。Kauniainen 自治体は、フィンランドで唯一の一般補助金が交付されない自治体（不交付自治体）である。

Kauniainen 自治体が住民に課す地方所得税率は一七・〇％で、フィンランドの自治体の中で最も低い。富裕な住民が多く居住しているため、低い地方所得税率でも税収が確保され（注8）、不交付自治体であつても自治体運営に支障がないのである。

② Merijärvi 自治体—財政力が最も低い自治体

Merijärvi 自治体はフィンランドで最も財政力が低い自治体である。基本財政需要分、税収格差

図表8 特別に注目される自治体の分析

(ユーロ)

自治体名 (所属 Maakunta)	年度	基本財政需要額	一般補助金額のうち の基本財政需要 分の金額 (A)	基本財政需要分 の金額に対する 国の負担割合	税収格差是正分 の金額 (B)	加算・控除分 の金額 (C)	(A) + (B) + (C)	一般補助金額
Kauniainen (Uusimaa)	2017	44,947,320	10,537,993	23.4%	マイナス12,942,493	マイナス588,532	マイナス2,993,032	0
	2021	49,473,786	12,761,586	25.7%	マイナス13,869,189	マイナス1,134,118	マイナス2,241,721	0
Merijärvi (Pohjois- Pohjanmaa)	2017	6,615,027	2,501,578	37.8%	1,601,908	367,769	4,471,255	4,471,255
	2021	6,566,935	2,486,136	37.8%	1,707,068	マイナス72,101	4,121,103	4,121,103
Eurajoki (Satakunta)	2017	44,049,762	10,362,284	23.5%	マイナス1,841,649	5,737,438	14,258,073	14,258,073
	2021	46,313,358	11,081,337	23.9%	マイナス2,517,390	168,224	8,732,171	8,732,171
Utsjoki (Lappi)	2017	7,040,436	2,506,205	35.5%	798,854	3,549,366	6,854,425	6,854,425
	2021	7,122,396	2,580,680	36.2%	731,089	3,335,525	6,647,294	6,647,294

(注1) 付加的財政需要額については加算控除分に計上されている。  
【出所】 Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2017”.  
Suomen Kuntaliitto “Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2021”.

是正分、加算控除分を合計した一般補助金額は、二〇一七年度も二〇二一年度も四〇〇万ユーロを超えた。Merijärvi 自治体の地方所得税率は二一・〇％で、フィンランドの自治体の中で最も高い。基本財政需要分の額と税収格差是正分の額には大きな変化がみられないが、加算控除分が二〇二一年度にマイナスとなっている。これは二〇二〇年度から国による税収補償が一般補助金ではなく、新しいシステムの中で行われるようになったからである。

③ Eurajoki 自治体—原子力発電所と原子力関連施設のある自治体

Eurajoki 自治体は原子力発電所と原子力関連施設があり、莫大な不動産税収入を得ている。そこで、同じく原子力発電所のある Loviisa 自治体とともに、不動産税を加えた計算上の地方税額に基づいて税収格差是正分の算定が行われている。二〇一七年度と二〇二一年度を比べると、基本財政需要分は七〇万ユーロ増加し、税収格差是正分は七〇万ユーロ減少した。加算控除分が五五〇万ユーロ減少したため、一般補助金額は約五五〇万ユーロ減少した。これは加算控除分が新システムに移行したことが影響したと思われる。

④ Utsjoki 自治体—付加的財政需要額が多額な自治体

Utsjoki 自治体は基本財政需要額よりも付加的

財政需要額が多い唯一の自治体である。基本財政需要額の六割超が年齢構成別人口で、島しょ部とバイリンガルは皆無だった。付加的財政需要額は三〇七万ユーロで、その大部分は遠隔地とサーメ人への対応だった。

## 6 むすびにかえて

一般補助金については二〇一五年に大きな改定が行われ、都市部への配慮が強まった。また、国の課税ベースの変更などによる自治体税収の減少に対する補償は、これまで一般補助金の加算控除分の中で行われてきたが、二〇二〇年度にこれが廃止されて新しいシステムの中で補償が行われることになった。

二〇二〇年度と二〇二一年度は自治体の加算控除分は減取になったけれども、自治体は新システムの中で必要な金額を受け取っているのである。今後も、一般補助金の動向を注意深く見守りながら、分析を続けていきたい。

## へ注

1 第二帝政期のドイツの地方財政調整を扱った、横

山純『ドイツ地方財政調整制度の歴史と特質―第

二帝政期、ワイマール期、ナチス期の邦国(州)―

市町村間における展開』、二〇二〇年一月、同文館

出版を参照

2 フィンランドの会計年度の始まりは一月一日で、

会計年度と年がまったく一致している。本稿では財政や予算に関するものについては年度とした

3 横山純『転機にたつフィンランド福祉国家―高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、第五章、第六章、第七章、二〇一九年一月、同文館出版

4 横山純『フィンランド一般補助金制度の動向(2015―2019)―地方財政調整に焦点をあてて』、『自治総研』二〇二〇年五月号、二〇二〇年五月、

公益財団法人地方自治総合研究所

5 Aarnuset urban media: "Changes in central government transfers to basic municipal services", 2020. Suomen Kuntaliitto "Kuntien peruspalvelujen valtionosuus lisaantyy noin 300 miljoonaa euroa vuodesta 2019 vuoteen 2020", 2019

6 Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2021"

7 二〇一五年度改定を詳しく分析した注3の横山前掲書、第五章、第六章、第七章を参照

8 Kaunainen 自治体の国税所得税、地方所得税の納税者を分析した、注3の横山前掲書、第一章を参照

へよこやま じゅんいち・北海道大学名誉教授